第５号様式

特　記　仕　様　書

特　記　事　項
1.　特殊作業員の労務単価について
「令和８年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について（通知）」（令和８年
6 月 25 日付け国水水第 83 号）により、「特殊作業員の労務単価が配管工の労務単価
を下回る場合は、配管工の労務単価と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算す
るものとする。」とあり、下松市もこれに該当する。しかしながら、積算システムの
改修が本発注に間に合わないため、入札時は「特殊作業員加算なし」で積算し、シス
テム改修後に「特殊作業員加算あり」にて設計変更を行うものとする。
2.　交通規制について
本工事は全線車両通行止めにて工事を行う予定である。工事前に自治会を通じて交通
規制の案内を行う予定であり、契約締結後速やかに交通規制計画及び規制情報の周知
方法について監督職員と協議すること。工事場所は日々移動していくものであるため
的確で分かりやすい周知方法を検討すること。
(団地等から市道へ出る際に、右・左どちらが通行可能かを周知することが重要)
また、現場に配置する交通誘導員には通行止めに伴う迂回路を記した周辺地図を携帯
させ、確実な誘導ができるように指導すること。
3.　管路用マーカーの支給について
管路用マーカーについては工事着手前に発注者より 17 個支給するもの。
また、弁室用マーカーは本工事では設置しない。